

第百五十五回国
参議院議院運営委員会會議録第七号

平成十四年十一月二十日(水曜日)
午前九時四十四分開会

委員の異動

十一月十八日

辞任

椎名 一保君

補欠選任

西銘順志郎君

十一月十九日

辞任

加藤 修一君

補欠選任

山本 香苗君

十一月二十日

辞任

大仁田 厚君

補欠選任

加治屋義人君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

山崎 正昭君

岩永 浩美君

齊藤 滋宣君

溝手 顕正君

谷林 正昭君

築瀬 進君

山口那津男君

畑野 君枝君

松岡満壽男君

委員

入澤 肇君

加治屋義人君

小斉平敏文君

小林 温君

西銘順志郎君

野上浩太郎君

南野知恵子君

松山 政司君

海野 徹君

事務局側

議長 倉田 寛之君
副議長 本岡 昭次君

事務総長 川村 良典君
事務次長 石堂 武昭君
議事部長 阿部 隆洋君
委員部長 和田 征君
記録部長 山口 俊史君
警務部長 中村 嘉壽君
庶務部長 小幡 幹雄君
管理部長 高山 達郎君

本日の会議に付した案件

○国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

○国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件

○立法事務費の交付を受ける会派の認定に関する件

○本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件

○本日の本会議の議事に関する件

○委員長(山崎正昭君) ただいまから議院運営委員会を開会いたします。

まず、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案及び国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案を一括して議題といたします。

○事務総長(川村良典君) 便宜私から御説明申し上げます。

まず、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、特別職の国家公務員の給与改定に伴い、議長、副議長及び議員の期末手当の支給について内閣総理大臣等と同様とするともに、平成十五年三月までの間、歳費月額を現行の額に据え置くため、所要の規定を整備しようとするものでございます。

次に、国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案でございますが、これは、政府職員に準じて国會議員の秘書の給与の額を改定するとともに、期末・勤勉手当等について所要の規定を整備しようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(山崎正昭君) これより採決を行います。

まず、国會議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、国會議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

一部を改正する法律案に賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両案の審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、国会職員の給与等に関する規程の一部改正に関する件を議題といたします。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本件は、政府職員の例に準じまして国会職員の給料月額を引き下げるとともに、期末手当等の支給割合を引き下げる等の措置を講じようとするものでございます。

以上でございます。

○委員長(山崎正昭君) これより採決を行います。

ただいまの事務総長説明のとおり改正することに賛成の諸君の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(山崎正昭君) 多数と認めます。よって、さよう決定いたしました。

○委員長(山崎正昭君) 次に、立法事務費の交付を受ける会派の認定に関する件を議題といたします。

事務総長の説明を求めます。

○事務総長(川村良典君) 立法事務費の交付を受ける会派の認定は、国会における各会派に対する立法事務費の交付に関する法律の規定により、議院運営委員会の議決によって決定することになっております。

今回、新たに「絹子政経会」から立法事務費の交付を受ける会派としての所定の届出がございましたので、本委員会の認定をお願いいたします。

○委員長(山崎正昭君) 本件につきましては、ただいまの事務総長説明のとおり、絹子政経会を立法事務費の交付を受ける会派と認定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、本会議における議案の趣旨説明聴取及び質疑に関する件を議題といたします。

本件につきましては、理事会において協議いたしました結果、お手元の資料のとおり、衆議院から送付されました独立行政法人国民生活センター法案外四十五案につき、本日の本会議においてその趣旨説明を聴取するとともに、民主党・新緑風会一人二十分、日本共産党及び国会改革連絡会(自由党・無所属の会)各々一人十分の質疑を順次行うことに意見が一致いたしました。

理事会申合せのとおり決定することに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(山崎正昭君) 次に、本日の本会議の議事に関する件を議題といたします。

○事務総長(川村良典君) 御説明申し上げます。

本日の議事は、最初に、請暇の件でございます。緒方靖夫君申出の請暇を許可することについて異議の有無をもってお諮りいたします。

次に、議員久野恒一君逝去につき哀悼の件でございます。議長は、既に弔詞をさされた旨御報告の後、弔詞を朗読されます。その際、一同御起立をお願いいたします。次いで、川橋幸子君から哀悼演説がございます。

次に、独立行政法人国民生活センター法案外四十五案の趣旨説明でございます。まず、日程に追加して提出者の趣旨説明を求めることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、石原国務大臣から趣旨説明があり、これに対し、岡崎トミ子君、西山登紀子君、広野ただし君の順にそれぞれ質疑を行います。

次に、日程第一及び第二を一括して議題とした後、法務委員長が報告されます。採決は、両案を一括して行います。

次に、日程第三について、外交防衛委員長が報告された後、採決いたします。

次に、日程第四について、内閣委員長が報告された後、採決いたします。

次に、先ほど本委員会を議了いたしました国会議員歳費法改正案及び国会議員秘書給与法改正案の緊急上程でございます。まず、両案を日程に追加して一括して議題とすることを異議の有無をもってお諮りいたします。異議がないと決しますと、議院運営委員長が報告されます。採決は、二回に分けて行います。

なお、本日の議案の採決は、いずれも押しボタン式投票をもって行います。

以上をもちまして本日の議事を終了いたします。その所要時間は約二時間五分の見込みでございます。

なお、本日の議事の途中、午前十一時十五分ごろ、本院の招待により来日されました南アフリカ共和国全国州評議会議長御一行が傍聴にお見えに

なりました。議長から御紹介されますので、その際、一同御起立の上、歓迎の拍手をお願いいたします。

○委員長(山崎正昭君) ただいまの事務総長説明のとおり、本日の本会議の議事を進めることに御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(山崎正昭君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

暫時休憩いたします。

午前九時五十一分休憩

(休憩後開会に至らなかった)

〔参照〕

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 特別職の職員給与と規定に伴う規定の整理

期末手当の支給割合について、従来どおり内閣総理大臣等の例によることとするため、関係規定を整理すること。(第十一条の二第二項関係)

二 現行の歳費月額削減措置の継続
国会議員の歳費月額については、既に本年四月以降一割削減措置を実施しており、平成十五年三月末までの間は、特別職の職員のベースダウンを上回る現行の歳費月額の一割削減措置を継続すること。(附則第九項関係)

三 三月期の期末手当の廃止
三月期の期末手当を廃止すること。(第十一条の二第二項、第十一条の三及び第十一条の四関係)

四 施行期日
この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行すること。ただし、三は、平成十五年四月一日から施行すること。(附則関係)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「の規定により期末手当を受ける職員を」第一条第一号から第十六号までに掲げる者に改める。

附則第九項中「第一条に規定する額を」それぞれ特別職の職員給与に関する法律及び二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、国務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額に改める。

第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条の二第二項中「三月一日」を削る。

第十一条の三中「二月十六日から二月末日までの間」及び「三月一日」を削る。

第十一条の四中「三月一日から五月十五日までの間」を削り、「二月十五日を」五月十五日に改め、「三月二日」を削る。

附則
この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日から施行すること。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

理由
特別職の国家公務員の給与と規定に伴い、議長、副議長及び議員の期末手当の支給について内閣総理大臣等と同様とするともに、現行の歳費月額の一割削減措置を継続するため、所要の規定を整備する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

(傍線の部分は改正部分)

国会議員の職にあつたものとする。

○ 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律(昭和二十二年法律第八十号)(第二条関係)

する。

終了したときは、その任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日又は衆議院の議長、副議長及び議員は、それぞれ六月二日又は十二月二日からその任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第十一条の二第二項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。

又は衆議院の解散によりその任期が終了したときは、その任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日又は衆議院の議長、副議長及び議員は、それぞれ三月二日、六月二日又は十二月二日からその任期満限の日又は衆議院の解散による任期終了の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて第十一条の二第二項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案要綱

一 給料表の改定

別表第一及び別表第二の全給料月額を特別職の秘書官に準じて改定すること。（別表第一及び別表第二関係）

二 特例一時金の廃止

特例一時金を廃止すること。（附則第二十一項から第二十四項まで関係）

三 期末手当及び勤勉手当の改定

1 三ヶ月の期末手当を廃止すること。（第十四条関係）

2 勤勉手当の支給割合を一般職の職員に準じて改定すること。（第十五条関係）

四 施行期日等

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日から施行すること。ただし、三は、平成十五年四月一日から施行すること。（附則関係）

2 その他この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

第一条 国会議員の秘書の給与等に関する法律（平成二年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

附則第二十一項から第二十四項までを削る。別表第一及び別表第二を次のように改める。

別表第一（第三条関係）

級	号給	給料月額
一	一	三七一、五〇〇円
一	二	三九三、三〇〇円
二	一	四五五、八〇〇円
二	二	四六七、五〇〇円
三	一	四七九、二〇〇円
三	二	四九〇、八〇〇円
四	一	五〇二、五〇〇円
四	二	五一四、二〇〇円
五	一	五二五、九〇〇円
五	二	五三三、七〇〇円
六	一	五四一、五〇〇円
六	二	五六一、一〇〇円

別表第二（第三条関係）

級	号給	給料月額
三	一	二七九、六〇〇円
三	二	二九〇、一〇〇円
二	一	三三〇、七〇〇円
二	二	三三九、二〇〇円
二	三	三四七、七〇〇円
二	四	三五六、二〇〇円
二	五	三六四、七〇〇円
一	一	三九五、七〇〇円
一	二	四〇五、一〇〇円
一	三	四一四、五〇〇円
一	四	四二三、九〇〇円
一	五	四三〇、二〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「三月一日」を削り、同条第四項中「三月二日から五月十五日までの間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」に改め、「三月一日」を削る。

第十五条第二項中「十二月一日に係る勤勉手当の額については、当該各号に掲げる割合に十二分の十一を乗じて得た割合」を削り、同項第一号中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の四十八」を「百分の五十六」に

改め、同項第三号中「百分の三十六」を「百分の四十二」に改め、同項第四号中「百分の十八」を「百分の二十一」に改める。

第十六条第一項中「二月十六日から二月末日までの間、及び「三月一日」を削り、同条第二項中「三月二日」、「二月十五日、及び「三月一日」を削る。

附則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

（平成十四年十二月に受ける期末手当に関する特例措置）

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十四年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十四年法律第 号）附則第五項及び第六項の規定の例による。

理由

一般職の国家公務員の給与改定に伴い、国会議員の秘書の給与の額を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案 新旧対照条文
○国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号(第一条関係))

改正案

現行

附則
1
20
略

附則
1
20
略

(削除)

(特例一時金)

21 当分の間、議員秘書は、一般職公務員の例により、特例一時金を受ける。

(削除)

22 第十四条第二項後段及び第十六条の規定は、特例一時金について準用する。この場合において、同条第一項中「二月十六日から二月末日までの間、五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間」とあるのは「二月十六日から二月末日までの間」と、「それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日」とあるのは「三月一日」と、同条第二項中「三月二日、六月二日又は十二月二日前四十日に当たる日の翌日から二月十五日までの間」とあるのは「三月二日前四十日に当たる日の翌日から二月十五日までの間」と、「それぞれ三月二日、六月二日又は十二月二日」とあるのは「三月二日」と、「それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日」とあるのは「三月一日」と読み替えるものとする。

(削除)

23 前項において準用する第十六条の規定により受ける特例一時金の支給日は、同条の規定により受ける期末手当の例による。

(削除)

24 議員秘書が特例一時金を受ける間、第二条中「及び勤勉手当」とあるのは、「勤勉手当及び特例一時金」とする。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二一	三七二、五〇〇円 三九三、三〇〇円
二	二一	四五五、八〇〇円 四六七、五〇〇円 四七九、二〇〇円 四九〇、八〇〇円 五〇二、五〇〇円 五一四、二〇〇円 五二五、九〇〇円 五三三、七〇〇円 五四一、五〇〇円
三	二一	五六一、一〇〇円 五七三、九〇〇円 五八二、四〇〇円 五九〇、九〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二一	二七九、六〇〇円 二九〇、一〇〇円
二	二一	三三〇、七〇〇円 三三九、二〇〇円 三四七、七〇〇円 三五六、二〇〇円 三六四、七〇〇円
三	二一	三九五、七〇〇円 四〇五、一〇〇円 四一四、五〇〇円 四二三、九〇〇円 四三〇、二〇〇円

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二一	三八〇、三〇〇円 四〇一、七〇〇円
二	二一	四六五、六〇〇円 四七七、五〇〇円 四八九、五〇〇円 五〇一、四〇〇円 五一三、四〇〇円 五二五、三〇〇円 五三七、二〇〇円 五四五、二〇〇円 五五三、二〇〇円
三	二一	五七三、一〇〇円 五八六、二〇〇円 五九四、八〇〇円 六〇三、四〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二一	二八五、三〇〇円 二九六、〇〇〇円
二	二一	三三七、五〇〇円 三四六、二〇〇円 三五四、八〇〇円 三六三、五〇〇円 三七二、一〇〇円
三	二一	四〇三、八〇〇円 四一三、四〇〇円 四二三、〇〇〇円 四三二、六〇〇円 四三九、〇〇〇円

○国会議員の秘書の給与等に関する法律(平成二年法律第四十九号)(第一条関係)

改正案 現行

(期末手当)

第十四条 議員秘書で六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者は、期末手当を受ける。議員秘書でこれらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者及び第四項又は第十六条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

23 略

4 六月二日から十一月十五日までの間又は十二月二日から翌年五月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、それぞれ六月二日又は十二月二日から当該任期満限等の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて前二項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。

5 略

(勤勉手当)

第十五条 略

(期末手当)

第十四条 議員秘書で三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)に在職する者は、期末手当を受ける。議員秘書でこれらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した者(当該これらの基準日においてこの項前段の規定の適用を受ける者及び第四項又は第十六条第一項の規定の適用を受ける者を除く。)についても、同様とする。

23 略

4 三月二日から五月十五日までの間、六月二日から十一月十五日までの間又は十二月二日から翌年二月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、それぞれ三月二日、六月二日又は十二月二日から当該任期満限等の日までの期間におけるその者の在職期間に応じて前二項の規定により算出した金額を、期末手当として受ける。

5 略

(勤勉手当)

第十五条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の七十二
- 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の五十六
- 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の四十二
- 四 在職期間が三月未満の場合 百分の二十一

35 略

(在職日の特例)

第十六条 五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、それぞれ六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなし、第十四条第一項の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

2 六月二日又は十二月二日前四十日に当たる日の翌日からそれぞれ五月十五日又は十月

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、前項に規定するその者の在職期間に応じて、次の各号に掲げる割合(十二月一日に係る勤勉手当の額については、当該各号に掲げる割合に十二分の十一を乗じて得た割合)を乗じて得た額とする。

- 一 在職期間が六月の場合 百分の六十二
- 二 在職期間が五月以上六月未満の場合 百分の四十八
- 三 在職期間が三月以上五月未満の場合 百分の三十六
- 四 在職期間が三月未満の場合 百分の十八

35 略

(在職日の特例)

第十六条 二月十六日から二月末日までの間、五月十六日から五月三十一日までの間又は十一月十六日から十一月三十日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散されたときは、当該任期満限等の日に在職する議員秘書は、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなし、第十四条第一項の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

2 三月二日、六月二日又は十二月二日前四十日に当たる日の翌日からそれぞれ二月十

一月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場合においては、当該任期満限等の日に在職した議員秘書で、それぞれ六月二日又は十二月二日以後に、かつ、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつたものは、それぞれ六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなし、第十四条第一項の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

五日、五月十五日又は十一月十五日までの間に、国会議員の任期が満限に達し、又は衆議院が解散された場合においては、当該任期満限等の日に在職した議員秘書で、それぞれ三月二日、六月二日又は十二月二日以後に、かつ、当該任期満限等の日から起算して四十日以内に再び議員秘書となつたものは、それぞれ三月一日、六月一日又は十二月一日まで引き続き在職したものとみなし、第十四条第一項の期末手当及び前条第一項の勤勉手当を受ける。

国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案

第一条 国会職員の給与等に関する規程(昭和十二年十月十六日両院議長決定)の一部を次のように改正する。

第一条第十三項を削る。

第一条の二中「第十四項」を「第十三項」に改める。

第七条の三第二項中「期末手当基礎額に」の下に、「特別給料表の適用を受ける国会職員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）」については、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百八十を乗じて得た額、それ以外の国会職員については」を加え、「百分の五十五」を「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に、「百分の百三十」

五」を「百分の百六十五」に改め、同条第三項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、を削り、「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第七条の五第二項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の三十」を「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第十五条第一項中「三万九千二百円」を「三万八千四百円(その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあっては、十万円)」に改める。

附則第四項及び第五項を削る。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

五」を「百分の百六十五」に改め、同条第三項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、を削り、「百分の百五十五」を「百分の百八十五」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に、「百分の百三十五」を「百分の百六十五」に、「百分の八十」を「百分の八十五」に改める。

第七条の五第二項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に改め、同条第三項中「百分の五十五」を「百分の二十五」に、「百分の三十」を「百分の二十」に、「百分の百五十五」を「百分の百八十」に、「百分の九十」を「百分の九十五」に改める。

第十五条第一項中「三万九千二百円」を「三万八千四百円(その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあっては、十万円)」に改める。

附則第四項及び第五項を削る。

別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第二 指定職給料表(第一条関係)

号	給	料	月	額
1				円 580,000
2				644,000
3				713,000
4				793,000
5				854,000
6				917,000
7				1,003,000
8				1,082,000
9				1,160,000
10				1,242,000
11				1,317,000

備考 この表は、各議院事務局の事務次長その他の職を占める国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第一 特別給料表(第一条関係)

職	名	給	料	月	額
国立国会図書館の館長					一、六四六、〇〇〇円
各議院事務局の事務総長					一、六一一、〇〇〇円
各議院法制局の法制局長					一、五七六、〇〇〇円
各議院事務局の常任委員会専門員 国立国会図書館の専門調査員					四号給 一、二七九、五〇〇円 三号給 一、一六〇、〇〇〇円 二号給 一、〇八二、〇〇〇円 一号給 一、〇〇三、〇〇〇円
各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事					十一号給 六一六、八〇〇円 十号給 五八一、二〇〇円 九号給 五四五、七〇〇円 八号給 五一一、一〇〇円 七号給 四七六、一〇〇円 六号給 四三六、三〇〇円 五号給 三九三、三〇〇円 四号給 三五二、七〇〇円 三号給 三一六、六〇〇円 二号給 二九〇、一〇〇円 一号給 二六九、〇〇〇円

別表第三 行政職給料表(第一条関係)

イ 行政職給料表(一)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級	11 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	2	135,100	171,500	185,600	220,600	238,300	259,100	278,700	300,100	334,300	372,300	421,000
	3	139,500	178,400	192,800	228,700	247,300	268,100	288,000	310,200	346,400	384,600	435,400
	4	144,000	185,600	200,200	237,200	256,500	277,200	297,600	320,400	358,500	396,900	449,800
	5	149,200	191,600	207,500	246,200	265,200	286,400	307,500	330,900	370,400	409,300	464,300
	6	155,000	197,000	215,400	255,300	273,800	295,600	317,300	341,400	382,100	421,700	478,400
	7	161,000	202,400	223,300	263,800	282,500	305,000	327,300	351,900	393,700	433,800	492,500
	8	167,300	207,600	231,200	272,300	291,200	314,400	337,300	361,800	405,300	445,800	506,500
	9	171,900	212,600	238,700	280,700	299,700	323,800	347,100	371,400	417,000	457,100	520,500
	10	175,600	217,000	245,200	288,900	308,200	333,200	356,700	380,900	428,600	468,300	534,500
	11	178,800	221,400	296,900	316,600	342,500	366,000	390,300	439,500	479,100	548,500	
	12	181,600	225,700	304,700	324,700	351,900	375,100	399,700	449,300	488,700	559,700	
	13	184,300	230,000	312,000	332,200	361,200	383,900	409,100	458,800	497,500	566,900	
	14	186,400	233,200	319,100	339,700	370,200	392,400	417,900	466,600	505,000	573,800	
	15	188,500	236,200	326,000	346,900	379,000	399,400	425,800	473,100	511,900	579,900	
	16	190,100	239,300	332,100	352,500	386,600	405,000	431,700	479,700	516,400	584,600	
	17		242,200	337,700	357,300	392,200	409,800	437,400	484,200			
	18		245,100	341,400	361,300	397,200	414,000	441,200	488,600			
	19		247,000	344,700	364,600	400,700	417,600	445,000	492,800			
	20			347,900	367,500	404,200	421,300	448,900				
	21			297,100	350,200	370,400	407,600	424,800	452,500			
	22			299,000	352,400	372,900	411,100	428,300	456,200			
	23			301,000	354,700	375,500	414,500	431,900				
	24			302,900	357,000	378,000	417,900					
	25			304,900	359,200	380,600	421,400					
	26			306,900	361,600	383,200						
	27			308,700	363,800	385,900						
	28			310,600	366,100							
	29			312,600	368,400							
	30			314,500								
	31			316,500								
	32			318,400								
再任用職員		150,800	188,600	217,400	254,500	272,000	296,100	313,200	335,000	370,200	405,200	458,500

備考(一) この表は、他の給料表の適用を受けないすべての国会職員に適用する。ただし、第十五条に規定する国会職員を除く。

(二) 3級の1号給を受ける国会職員のうち、新たにこの表の適用を受けることとなった国会職員で両議院の議長が協議して定めるものの給料月額は、この表の額にかかわらず、180,900円とする。

ロ 行政職給料表(二)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	—	165,800	184,600	202,500	228,800	257,400
	2	121,200	172,600	190,500	208,700	235,800	264,800
	3	124,900	178,600	196,500	215,100	242,700	272,200
	4	128,700	184,600	202,400	222,000	249,900	280,300
	5	132,500	189,900	208,600	228,700	256,700	288,400
	6	136,700	195,000	215,000	235,500	263,600	296,800
	7	141,400	200,200	221,800	241,700	270,300	305,300
	8	146,200	205,700	227,900	247,600	276,500	313,500
	9	152,200	211,100	234,100	253,400	282,300	321,500
	10	158,300	216,300	239,900	259,200	287,800	329,100
	11	165,500	221,800	245,500	264,600	293,300	336,700
	12	172,200	226,900	251,100	269,800	298,700	343,800
	13	178,100	231,700	256,300	274,800	304,000	350,900
	14	183,600	236,600	261,400	279,800	309,000	357,100
	15	188,300	241,400	266,300	284,500	313,700	363,200
	16	192,900	245,500	270,800	289,300	318,300	369,200
	17	197,400	249,600	275,600	293,300	322,600	374,900
	18	201,500	253,400	280,200	296,900	326,900	380,200
	19	205,200	256,600	284,600	300,100	331,000	385,200
	20	208,200	259,000	288,200	303,000	334,700	389,700
	21	211,200	261,100	290,800	305,900	338,100	394,200
	22	214,200	263,100	293,100	308,500	341,300	398,400
	23	217,100	264,500	295,500	311,200	343,700	401,700
	24	219,800	266,000	297,500	313,700	346,200	
	25	222,100	267,600	299,500	316,100	348,500	
	26	224,300	269,300	301,400	318,200	350,900	
	27	226,400	270,900	303,200	320,300	353,200	
	28	228,600	272,600	305,100	322,300		
	29	230,500	274,200	307,000	324,500		
	30	232,500	275,800	308,900	326,700		
	31	234,400	277,400	310,800	328,800		
	32	236,100	279,100				
	33		280,700				
再任用職員		194,400	206,300	213,700	231,000	256,600	290,000

備考 この表は、機器の運転操作その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第四 速記職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	1	円 —	円 —	円 185,600	円 228,700	円 266,400	円 298,300	円 331,400	円 353,400
	2	149,200	171,500	192,800	237,200	276,300	308,900	342,000	363,900
	3	155,000	178,400	200,200	246,500	286,500	319,500	352,500	374,000
	4	161,000	185,600	207,500	256,300	296,400	330,100	362,600	384,000
	5	167,300	191,600	215,400	266,000	305,900	340,600	372,400	394,800
	6	171,900	197,000	223,300	275,700	315,400	351,100	382,200	408,300
	7	175,600	202,400	231,200	285,500	324,700	361,200	392,000	419,300
	8	178,600	207,600	238,600	295,100	333,900	371,000	403,200	430,000
	9	181,400	212,600	245,000	304,400	342,700	380,600	412,600	439,900
	10	183,000	216,700	251,100	313,700	351,400	389,900	418,700	449,100
	11		219,600	256,800	322,600	359,800	399,100	424,200	458,000
	12		221,600	261,200	331,400	367,300	407,600	429,300	464,500
	13		223,400	265,000	339,600	372,800	411,900	433,900	470,900
	14		225,200	268,200	347,700	377,600	415,200	438,500	477,300
	15		227,000	271,400	354,300	382,100	418,400	442,900	482,000
	16			273,800	359,800	385,500	421,600	447,300	486,400
	17			276,100	364,000	388,800	425,100	451,500	490,800
	18			278,500	367,400	392,000	428,600	455,400	495,100
	19			280,700	370,500	395,200	432,200		499,400
	20			282,700	373,500	398,300	435,800		503,700
	21			284,600	376,500	401,300	439,400		508,000
	22			286,400	379,300	404,300			512,300
	23			288,300	381,900	407,400			516,500
	24			290,100	384,900				
	25			291,800	387,700				
	26			293,500	390,500				
	27			295,200	393,300				
	28			297,000					
	29			299,000					
再任用職員		156,200	183,600	212,000	266,700	298,100	329,400	358,100	390,100

備考 この表は、速記に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

別表第五 議院警察職給料表(第一条関係)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	—	—	233,000	260,700	289,500	314,400	341,000
	2	157,700	199,400	241,200	269,900	299,500	324,500	351,200
	3	165,300	207,800	250,300	279,000	309,500	334,700	361,500
	4	172,900	216,100	259,400	288,300	319,600	344,900	371,800
	5	180,200	223,600	268,600	297,500	329,800	355,100	382,000
	6	189,300	231,200	277,600	307,200	340,000	365,300	391,900
	7	199,200	239,100	286,800	316,300	350,100	375,500	401,800
	8	206,900	247,300	296,000	325,400	360,200	385,400	411,500
	9	214,400	255,600	305,200	334,900	370,200	395,300	421,800
	10	221,800	263,900	313,700	344,300	379,900	405,000	432,000
	11	228,700	272,200	322,500	353,500	389,700	415,100	442,200
	12	236,000	280,600	331,600	362,700	399,400	425,000	451,700
	13	243,800	288,900	340,800	371,700	409,200	434,500	460,500
	14	250,800	297,100	349,800	380,800	418,700	442,900	469,300
	15	258,700	305,400	358,900	390,300	427,700	451,000	477,400
	16	266,600	313,900	367,800	400,100	436,000	458,300	483,800
	17	274,500	322,300	376,800	407,500	443,700	463,900	490,200
	18	282,200	330,700	386,300	414,600	450,400	468,800	494,200
	19	289,400	338,700	396,100	420,500	455,600	473,000	497,900
	20	296,500	346,200	403,500	426,400	460,300	476,400	501,600
	21	303,300	353,700	410,600	430,800	463,900	479,700	505,400
	22	310,000	361,500	416,500	434,400	467,300	483,300	509,100
	23	316,700	369,200	422,300	437,700	470,600	487,000	
	24	323,200	376,700	425,900	440,900	474,000	490,600	
	25	329,500	383,900	429,000	444,000	477,600		
	26	335,900	390,900	432,000	446,900	481,100		
	27	342,400	396,700	435,000	450,000			
	28	348,800	402,500	438,000				
	29	354,900	406,000	440,900				
	30	360,300	409,100	443,800				
	31	365,100	412,100					
	32	369,500	415,100					
	33	374,000	418,100					
	34	376,600	420,900					
	35	379,200	423,700					
	36	381,700						
	37	384,300						
	38	386,900						
再任用職員		255,300	265,700	282,500	304,300	333,400	354,200	378,400

備考 この表は、議院警察に従事する国会職員で、両議院の議長が協議して定めるものに適用する。

第二条 国会議員の給与等に関する規程の一部を次のように改正する。

第七条の三第一項中、「三月一日を削り、同条第二項中「三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百四十五」を「六月に支給する場合においては百分の百七十」に、「三月に支給する場合においては百分の二十、六月に支給する場合においては百分の百四十五」を「六月に支給する場合においては百分の百五十」に、「三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）を「六月以内」に、「区分に応じて、次の表を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六月 百分の百
- 二 五月以上六月未満 百分の八十
- 三 三月以上五月未満 百分の六十
- 四 三月未満 百分の三十

第七条の三第三項中「百分の百四十五」を「百分の百五十」に、「百分の七十」を「百分の八十」に、「百分の百八十五」を「百分の百七十」に、「百分の九十五」を「百分の九十」に、「百分の百一十五」を「百分の百三十五」に、「百分の六十」を「百分の七十五」に、「百分の百六十五」を「百分の百五十」に、「百分の八十五」を「百分の八十」に改める。

第七条の四第二項第一号中、「六月に支給する場合においては百分の六十（特定幹部職員にあつては、百分の八十）、十二月に支給する場合においては百分の五十五（特定幹部職員にあつては、百分の七十五）を「百分の七十（特定幹

部職員にあつては、百分の九十」に改め、同項第二号中「百分の三十」を「百分の三十五」に、「百分の四十」を「百分の四十五」に改める。

第七条の五第一項中、「三月一日を削り、同条第二項中「三月に支給する場合においては百分の二十五」を削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十」に、「三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）を「六月以内」に、「区分に応じて、次の表を「次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定め、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- 一 六月 百分の百
- 二 五月以上六月未満 百分の八十
- 三 三月以上五月未満 百分の六十
- 四 三月未満 百分の三十

第七条の五第三項中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十」とを削り、「百分の百四十五」を「百分の百七十」に、「百分の七十」を「百分の九十」に改め、同条第四項中「同項の表」を「同項各号」に改める。

附則

- 1 この規程は、平成十四年 月 日から施行する。ただし、第二条及び附則第八項の規定は、平成十五年四月一日から施行する。
- (特定の各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の給料月額の変更)
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程（以下「改正前の規程」という。）第一条第十三項の規定により給料月額を受けていた国会議員の施行日における給料月額は、両議院の議長が協議して定める。
- (最高号給を超える給料月額の変更)
- 3 施行日の前日において職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた国会議員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

日における給料月額及びこれを受ける期間に適用されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

4 施行日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の施行日における号給又は給料月額及びこれを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(国会議員が受けていた号給等の基礎)

5 前二項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程又は国会議員の給与等に関する規程の一部を改正する規程（平成十年十月九日両院議長決定附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従って定められたものでなければならぬ。

(平成十四年十二月に支給する期末手当及び期末特別手当に関する特例措置)

6 平成十四年十二月に支給する期末手当又は期末特別手当（以下この項において「期末手当等」という。）の額は、第一条の規定による改正後の国会議員の給与等に関する規程（以下この項において「改正後の規程」という。）第七条の三第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで、第七条の五第二項（同条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第四項から第六項まで又は第十四条（国会議員法（昭和二十二年法律第八十五号）第十三条第一項第二号又は第四号に掲げる事由に該当して休職を命ぜられた国会議員に係る部分を除く。）の規定にかかわ

らず、これらの規定により算定される期末手当等の額（以下この項において「基準額」という。）から、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額（同号に掲げる額が第一号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額）とする。この場合において、第一号に掲げる額から第二号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当等は、支給しない。

一 平成十四年十二月一日（期末手当等について改正後の規程第七条の三第一項後段、第七条の五第一項後段又は第十四条第二項の規定の適用を受ける国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。）まで引き続いて在職した期間で同年四月一日から施行日の前日までのもの（当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月一日から施行日の前日までのものであつて、それ以後の基準日までその期間における任用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。）について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与（次号において「給料等」という。）の額の合計額

二 継続在職期間について改正後の規程の規定による給料月額（継続在職期間において改正前の規程第一条第十三項の規定による給料月額又は別表第三から別表第五までの給料表に定める職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある国会議員にあつては、当該期間について両議院の議長が協議して定める給料月額）及び扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

7 平成十四年四月一日から基準日までの間に
いて一般職の職員の給与に関する法律(昭和二
十五年法律第九十五号)の適用を受ける者そ
他両議院の議長が協議して定める者(以下この
項において「一般職の職員等」という。)であつた
者から引き続き新たに国会職員となつた者で任
用の事情を考慮して両議院の議長が協議して定
めるものについては、前項各号に掲げる額に、
それぞれ一般職の職員等との権衡を考慮して両
議院の議長が協議して定める額を加えるものと
する。

8 平成十五年六月に支給する期末手当及び期末
特別手当に関する経過措置)

特別手当に関する第二項の規定による改正後の
国会職員の給与等に関する規程第七條の第三
項及び第七條の第五項の規定の適用について
は、これらの規定中「六月以内」とあるのは「三
月以内」と、同規程第七條の第三項第一号及
び第七條の第五項第一号中「六月」とあるのは
「三月」と、同規程第七條の第三項第二号及び
第七條の第五項第二号中「五月以上六月未満」
とあるのは「二月十五日以上三月未満」と、同規
程第七條の第三項第三号及び第七條の第五項

項第三号中「三月以上五月未満」とあるのは「一
月十五日以上二月十五日未満」と、同規程第七
條の第三項第四号及び第七條の第五項第四
号中「三月未満」とあるのは「一月十五日未満」と
する。

(両議院議長協議決定への委任)

9 附則第二項から前項までに定めるもののほ
か、この規程の施行に關し必要な事項は、両議
院の議長が協議して定める。

(国会職員の給与等に関する規程等の一部を改
正する規程の一部改正)

10 国会職員の給与等に関する規程等の一部を改
正する規程(平成十一年十一月十八日両議院議長
決定)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削り、附則第四項を附則第三項
とする。

附則第五項中「附則第八項において」を「附則
第七項において」に、「附則第七項を」附則第六
項に改め、同項を附則第四項とする。

附則第六項を附則第五項とし、附則第七項か
ら第九項までを一項ずつ繰り上げる。

附則第十項中「附則第四項を」附則第三項に
改め、同項を附則第九項とする。

国会職員の給与等に関する規程の一部を改正する規程案新旧対照条文
国会職員の給与等に関する規程(昭和二十二年十月十六日両議院議長決定)(第一条關係)

改正案

第一条(第一項から第十二項 略)

現行

第一条(第一項から第十二項 略)

各議院事務局の議長又は副議長の秘書事
務をつかさどる参事の給料月額、特別の
事情により特別給料表の各議院事務局の議
長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事
の項に掲げる給料月額により難いときは、
第一項及び第二項の規定にかかわらず、同
表同項に掲げる八号給の給料月額にその額
と同表同項に掲げる七号給の給料月額との
差額を加えた額又はその差額の二倍若しく

(第十三項 略)

第一条の二 法第十五條の五第一項に規定す
る短時間勤務の職を占める国会職員(以下
「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月
額は、前条第四項及び第十三項の規定にか
かわらず、これらの規定による給料月額
に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する
規程(平成六年六月二十三日両議院議長決
定。以下「勤務時間規程」という。)第三條第
二項の規定により定められたその者の勤務
時間を同条第一項に規定する勤務時間で除
して得た数を乗じて得た額とする。

第七條の三(第一項 略)

期末手当の額は、期末手当基礎額に、特
別給料表の適用を受ける国会職員各議院
事務局の議長又は副議長の秘書事務をつか
さどる参事を除く。については、三月に支
給する場合においては百分の二十五、六月
に支給する場合においては百分の百四十
五、十二月に支給する場合においては百分
の百八十を乗じて得た額、それ以外の国会
職員については、三月に支給する場合にお
いては百分の二十、六月に支給する場合に
おいては百分の百四十五、十二月に支給す
る場合においては百分の百八十五を乗じて
得た額(行政職給料表・の適用を受ける国
会職員でその職務の級が九級以上であるも
の並びに同表以外の各給料表の適用を受け
る国会職員でその職務の複雑、困難及び責
任の度等がこれに相当するもの(これらの
国会職員のうち、両議院の議長が協議して

は三倍に相当する額を加えた額とすること
ができる。

(第十四項 略)

第一条の二 法第十五條の五第一項に規定す
る短時間勤務の職を占める国会職員(以下
「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月
額は、前条第四項及び第十四項の規定にか
かわらず、これらの規定による給料月額
に、国会職員の勤務時間、休暇等に関する
規程(平成六年六月二十三日両議院議長決
定。以下「勤務時間規程」という。)第三條第
二項の規定により定められたその者の勤務
時間を同条第一項に規定する勤務時間で除
して得た数を乗じて得た額とする。

第七條の三(第一項 略)

期末手当の額は、期末手当基礎額に、三
月に支給する場合においては百分の五十
五、六月に支給する場合においては百分の
百四十五、十二月に支給する場合において
は百分の百五十五を乗じて得た額(行政職
給料表・の適用を受ける国会職員でその職
務の級が九級以上であるもの並びに同表以
外の各給料表の適用を受ける国会職員でそ
の職務の複雑、困難及び責任の度等がこれ
に相当するもの(これらの国会職員のうち、
両議院の議長が協議して定める国会職員
を除く。次条において「特定幹部職員」と
いう。)にあつては、三月に支給する場合に
おいては百分の五十五、六月に支給する場
合においては百分の百二十五、十二月に支
給する場合においては百分の百三十五を乗
じて得た額)に、基準日以前三月以内(基準
日が十二月一日であるときは、六月以内)

定める国会職員を除く。次条において「特定幹部職員」というにあつては、三月に支給する場合においては百分の二十、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(表 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の九十五」と、「百分の百二十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百六十五」とあるのは「百分の八十五」とする。

(第四項から第六項 略)

第七条の五 (第一項 略)

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百八十を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

(表 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百一十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の八十」とする。

(第四項から第六項 略)

第七条の五 (第一項 略)

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の五十五、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十五を乗じて得た額に、基準日以前三月以内（基準日が十二月一日であるときは、六月以内）の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額）とする。

(表 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百八十」とあるのは「百分の九十五」とする。

(第四項から第六項 略)

第十五条 非常勤の国会職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、勤務一日につき三万八千四百円（その額により難い特別の事情があるものとして両議院の議長が協議して定める場合にあつては、十万円）を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

(第二項及び第三項 略)

附 則

(第一項から第三項 略)

(表 略)

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の五十五」とあるのは「百分の三十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の九十」とする。

(第四項から第六項 略)

第十五条 非常勤の国会職員（再任用短時間勤務職員を除く。）については、勤務一日につき三万九千二百円を超えない範囲内において、本属長が手当を支給することができる。ただし、長期にわたり雇用される者については、雇用の条件を勘案し、手当を月額で定めることができる。

(第二項及び第三項 略)

附 則

(第一項から第三項 略)

当分の間、各年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下この項において同じ。）において、当該各年度の三月一日に在職する国会職員（特別給料表の適用を受ける国会職員（各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。）及び指定職給料表の適用を受ける国会職員を除く。以下同じ。）には、政府職員の例により、特例一時金を給与として支給する。

国会職員に特例一時金が支給される間、第十四条第一項中「及び住居手当」とあるのは、「住居手当及び特例一時金」とする。

改正案

第七条の三 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する国会議員に対して、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会議員(第十四条第二項の規定の適用を受ける国会議員及び両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)についても、同様とする。

期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会議員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百八十を乗じて得た額、それ以外の国会議員については、六月に支給する場合においては百分の百五十五、十二月に支給する場合においては百分の百七十を乗じて得た額(行政職給料表・の適用を受ける国会議員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、六月に支給する場合においては百分の百三十五、十二月に支給する場合においては百分の百五十五を乗じて得た額)に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 六月 百分の百
二 五月以上六月未満 百分の八十

現行

第七条の三 期末手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する国会議員に対して、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会議員(第十四条第二項の規定の適用を受ける国会議員及び両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)についても、同様とする。

期末手当の額は、期末手当基礎額に、特別給料表の適用を受ける国会議員(各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事を除く。)については、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百八十五を乗じて得た額、それ以外の国会議員については、三月に支給する場合においては百分の二十、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百八十五を乗じて得た額(行政職給料表・の適用を受ける国会議員でその職務の級が九級以上であるもの並びに同表以外の各給料表の適用を受ける国会議員でその職務の複雑、困難及び責任の度等がこれに相当するもの(これらの国会議員のうち、両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。次条において「特定幹部職員」という。)にあつては、三月に支給する場合においては百分の二十、六月に支給する場合においては百分の百二十五、十二月に支給する場合においては百分の百六十五を乗じて得た額)に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日であるときは、六月以内)の期間におけるその者の

三 三月以上五月未満 百分の六十
四 三月未満 百分の三十

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十五」と、「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の七十五」と、「百分の百五十五」とあるのは「百分の八十」とする。

(第四項から第六項 略)

第七条の四 (第一項 略)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十月一日である場合	
三月	六月	百分の百
二月十五日以上三月未満	五月以上六月未満	百分の八十
一月十五日以上二月未満	三月以上五月未満	百分の六十
一月十五日未満	三月未満	百分の三十

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百四十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百八十五」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百三十五」とあるのは「百分の六十」と、「百分の百六十五」とあるのは「百分の八十五」とする。

(第四項から第六項 略)

第七条の四 (第一項 略)

勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、本属長(各議院事務局の事務総長、各議院法制局の法制局長、国立国会図書館の館長、裁判官弾劾裁判所の裁判長及び裁判官訴訟委員会の委員長をいう。以下同じ。)が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、本属長が支給する勤勉手当の額の、その者に所属する次の各号に掲げる国会議員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に掲げる額を超えてはならない。

一 前項の国会議員のうち再任用職員以外の国会議員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該国会議員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、百分の七十(特定幹部職員にあつては、百分の九十)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会議員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十五(特定幹部職員にあつては、百分の四十五)を乗じて得た額の総額
(第三項及び第四項 略)

第七条の五 期末特別手当は、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける国会議員に対して、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会議員で指定職給料表の適用を受けていたもの(第十四条第二項の規定の適用を受ける国会議員及び両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)についても、同様とする。

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百七十、十二月に支給する場合においては百分の百八十を乗じて得た額に、基準日以前六月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該

一 前項の国会議員のうち再任用職員以外の国会議員 当該国会議員の勤勉手当基礎額に当該国会議員がそれぞれその基準日現在(退職し、又は死亡した国会議員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する調整手当の月額の合計額を加算した額に、六月に支給する場合においては百分の六十(特定幹部職員にあつては、百分の八十)、十二月に支給する場合においては百分の五十五(特定幹部職員にあつては、百分の七十五)を乗じて得た額の総額

二 前項の国会議員のうち再任用職員 当該再任用職員の勤勉手当基礎額に百分の三十(特定幹部職員にあつては、百分の四十)を乗じて得た額の総額
(第三項及び第四項 略)

第七条の五 期末特別手当は、三月一日、六月一日及び十二月一日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する指定職給料表の適用を受ける国会議員に対して、それぞれ基準日の属する月の両議院の議長が協議して定める日に支給する。これらの基準日前一月以内に退職し、又は死亡した国会議員で指定職給料表の適用を受けていたもの(第十四条第二項の規定の適用を受ける国会議員及び両議院の議長が協議して定める国会議員を除く。)についても、同様とする。

期末特別手当の額は、期末特別手当基礎額に、三月に支給する場合においては百分の二十五、六月に支給する場合においては百分の百四十五、十二月に支給する場合においては百分の百八十を乗じて得た額に、基準日以前三月以内(基準日が十二月一日

各号に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

- 一 六月 百分の百
- 二 五月以上六月未満 百分の八十
- 三 三月以上五月未満 百分の六十
- 四 三月未満 百分の三十

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の百七十」とあるのは「百分の九十」と、「百分の百八十」とあるのは「百分の九十五」とする。

第二項の本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける国会議員が同項に規定する在職期間において法第二十八条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる第二項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する

であるときは、六月以内)の期間におけるその者の在職期間の区分に応じて、次の表に定める割合を乗じて得た額(当該在職期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合には、その額から、その者の勤務成績に応じ本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額を減じて得た額)とする。

在 職 期 間		割 合
基準日が三月一日又は六月一日である場合	基準日が十月一日である場合	
三月	六月	百分の百
三月十五日以前	五月以上六月未満	百分の八十
三月十五日以前	三月以上五月未満	百分の六十
三月十五日以前	三月未満	百分の三十

再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「百分の二十五」とあるのは「百分の二十」と、「百分の百四十五」とあるのは「百分の七十」と、「百分の百八十」とあるのは「百分の九十五」とする。

第二項の本属長が両議院の議長が協議して定める基準に従つて定める額は、期末特別手当の支給を受ける国会議員が同項に規定する在職期間において法第二十八条の規定による懲戒処分を受けた場合を除き、次項に規定するそれぞれの月額の合計額に百分の二十を乗じて得た額に期末特別手当を支給する月に応ずる第二項に規定する割合を乗じて得た額にその者の同項に規定する

在職期間に應ずる同項各号に定める割合を乗じて得た額を超えるものであつてはならない。
(第五項及び第六項 略)

国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程(平成十一年十一月十八日両院議長決定)
(傍線の部分は改正部分)

改正案	現行
附則 1 2 略	附則 1 2 略
3 (最高号給を超える給料月額の特例) 平成十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。	3 (各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の給料月額の特例) 平成十一年四月以後の月の改正後の規程第一条第十三項の規定の適用については、同項中、「同表同項」とあるのは、「国会議員の給与等に関する規程等の一部を改正する規程(平成十一年十一月十八日両院議長決定)による改正前の特別給料表の各議院事務局の議長又は副議長の秘書事務をつかさどる参事の項」とする。
4 (切替期間における異動者の号給等) 切替日からこの規程の施行の日(以下この項及び附則第七項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた国会議員のうち、両議院の議	4 (最高号給を超える給料月額の特例) 平成十一年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級の最高号給を超える給料月額を受けていた国会議員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、両議院の議長が協議して定める。
5 (切替期間における異動者の号給等) 切替日からこの規程の施行の日(以下この項及び附則第八項において「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の国会議員の給与等に関する規程(以下「改正前の規程」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった国会議員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあつた国会議員のうち、両議院の議	5 (切替日前の異動者の号給等の調整) 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

6 (国会議員が受けていた号給等の基礎) 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程又は平成十年改正規程附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならない。 (施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整) 7 施行日から平成十二年三月三十一日まで	6 (切替日前の異動者の号給等の調整) 切替日前に職務の級を異にして異動した国会議員及び両議院の議長が協議して定めるこれに準ずる国会議員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、両議院の議長が協議して定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
8 (国会議員が受けていた号給等の基礎) 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程又は平成十年改正規程附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならない。 (施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整) 8 施行日から平成十二年三月三十一日まで	7 (国会議員が受けていた号給等の基礎) 前三項の規定の適用については、国会議員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規程又は平成十年改正規程附則第八項及び第九項並びにこれらに基づく定めに従つて定められたものでなければならない。 (施行日から平成十二年三月三十一日までの間における異動者の号給等の調整) 8 施行日から平成十二年三月三十一日まで

・公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五五号)(衆議院送付)
・海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五六号)(衆議院送付)

十一月二十日(水)の議事予定
請暇の件

緒方 靖夫君 海外渡航のため明二十一日から十日間

議員久野恒一君逝去につき哀悼の件
議長弔詞朗読

哀悼演説 川橋 幸子君

独立行政法人国民生活センター法案、

独立行政法人北方領土問題対策協会法案、

平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律案、

独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律案、

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案、

独立行政法人国際協力機構法案、

独立行政法人国際交流基金法案、

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、

独立行政法人日本万国博覧会記念機構法案、

放送大学学園法案、

日本私立学校振興・共済事業団法の一部を改正する法律案、

独立行政法人日本スポーツ振興センター法案、

独立行政法人日本芸術文化振興会法案、

独立行政法人科学技術振興機構法案、

独立行政法人日本学術振興会法案、

独立行政法人理学化学研究所法案、

独立行政法人宇宙航空研究開発機構法案、

独立行政法人労働者健康福祉機構法案、
独立行政法人福祉医療機構法案、
独立行政法人労働政策研究・研修機構法案、
独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法案、
中小企業退職金共済法の一部を改正する法律案、
独立行政法人雇用・能力開発機構法案、
独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法案、
独立行政法人医薬品医療機器総合機構法案、
社会保険診療報酬支払基金法の一部を改正する法律案、
独立行政法人農畜産業振興機構法案、
独立行政法人農業者年金基金法案、
独立行政法人農林漁業信用基金法案、
独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律案、
独立行政法人水産総合研究センター法の一部を改正する法律案、
独立行政法人日本貿易振興機構法案、
情報処理の促進に関する法律の一部を改正する法律案、
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法案、
中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の廃止等に関する法律案、
独立行政法人中小企業基盤整備機構法案、
独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法案、
独立行政法人国際観光振興機構法案、
独立行政法人水資源機構法案、
日本下水道事業団法の一部を改正する法律案、
日本勤労者住宅協会法の一部を改正する法律案、
東京地下鉄株式会社法案、

独立行政法人自動車事故対策機構法案、
公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律の一部を改正する法律案及び海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律案(趣旨説明)
趣旨説明 石原国務大臣
質 疑 岡崎トミ子君(民) 二〇分
西山登紀子君(共) 一〇分
広野ただし君(国) 一〇分

日程第一 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第二 検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
日程第三 防衛庁の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

日程第四 古物営業法の一部を改正する法律案(第百五十四回国会内閣提出、第百五十五回国会衆議院送付)
(緊急上程予定)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆議院提出)

十一月十九日本委員会に左の案件が付託された。
一、国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)
一、国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案(衆)

国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を改正する法律案
法律の一部を改正する法律案
第一条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する

る法律(昭和二十二年法律第八十号)の一部を次のように改正する。
第十一条の二第二項中「の規定により期末手当を受ける職員を」第一条第一号から第十六号までに掲げる者に改める。
附則第九項中「第一条に規定する額を」それぞれ特別職の職員の給与に関する法律及び二十五年日本国際博覧会政府代表の設置に関する臨時措置法の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)第一条の規定による改正前の特別職の職員の給与に関する法律別表第一に掲げる内閣総理大臣の俸給月額に相当する金額、国務大臣の俸給月額に相当する金額及び大臣政務官の俸給月額に相当する金額に改める。
第二条 国会議員の歳費、旅費及び手当等に関する法律の一部を次のように改正する。
第十一条の二第二項中「三月一日」を削る。
第十一条の三中「二月十六日から二月末日までの間、及び三月一日」を削る。
第十一条の四中「三月二日から五月十五日までの間」を削り、「三月十五日」を「五月十五日」に改め、「三月二日」を削る。
附 則
この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
附則第二十一項から第二十四項までを削る。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
附則第二十一項から第二十四項までを削る。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
附則第二十一項から第二十四項までを削る。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
附則第二十一項から第二十四項までを削る。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を改正する法律案
附則第二十一項から第二十四項までを削る。
別表第一及び別表第二を次のように改める。

この法律は、公布の日の属する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

別表第一(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	三七二、五〇〇円 三九三、三〇〇円
二	一 二 三 四 五 六 七 八 九	四五五、八〇〇円 四六七、五〇〇円 四七九、二〇〇円 四九〇、八〇〇円 五〇二、五〇〇円 五一四、二〇〇円 五二五、九〇〇円 五三三、七〇〇円 五四一、五〇〇円
三	一 二 三 四	五六一、一〇〇円 五七三、九〇〇円 五八二、四〇〇円 五九〇、九〇〇円

別表第二(第三条関係)

級	号給	給料月額
一	二	二七九、六〇〇円 二九〇、一〇〇円
二	一 二 三 四 五	三三〇、七〇〇円 三三九、二〇〇円 三四七、七〇〇円 三五六、二〇〇円 三六四、七〇〇円
三	一 二 三 四 五	三九五、七〇〇円 四〇五、一〇〇円 四一四、五〇〇円 四二三、九〇〇円 四三〇、二〇〇円

第二条 国会議員の秘書の給与等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「三月一日」を削り、同条第四項中「三月二日から五月十五日までの間、」を削り、「二月十五日」を「五月十五日」に改め、「三月一日」を削る。

第十五条第二項中「十二月一日に係る勤勉手当の額については、当該各号に掲げる割合に十二分の十一を乗じて得た割合」を削り、同項第一号中「百分の六十」を「百分の七十」に改め、同項第二号中「百分の四十八」を「百分の五十八」に改め、同項第三号中「百分の三十六」を「百分の四十二」に改め、同項第四号中「百分の十八」を「百分の二十一」に改める。

第十六条第一項中「二月十六日から二月末日までの間」及び「三月一日」を削り、同条第二項中「三月二日」、「二月十五日」及び「三月一日」を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算する月の翌月の初日(公布の日が月の初日であるときは、その日)から施行する。ただし、第二条の規定は、平成十五年四月一日から施行する。

(平成十四年十二月に受ける期末手当に関する特例措置)

2 第一条の規定による改正後の国会議員の秘書の給与等に関する法律第十四条第一項の規定により平成十四年十二月に受ける期末手当の額の算定については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成十四年法律第 号)附則第五項及び第六項の規定の例による。